

狛江市男女共同参画推進計画 ともに生きる こまえ 21 プラン 概要版



狛江市立古民家園「むいから民家園」

平成22年3月

狛 江 市

1 計画の概要

1 計画の意義

本計画は、男女が自立した個人として互いの人権を尊重しつつ、あらゆる分野で男女共同参画する社会の実現を目的とする計画です。

策定にあたっては、平成 13 年 3 月に策定された狛江市女性行動計画 2001「こまえ男女平等推進プラン」を発展的に引継ぎ、改定し策定しました。

ドメスティック・バイオレンスの予防と被害者支援の取り組みは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項」に基づく、狛江市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)として策定しました。

2 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度を目標年度とする 5 カ年計画とします。平成 26 年度に計画の見直しを行います。

3 法律等、各種計画との関連

「男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項」の規定に基づき市が策定する、男女平等推進に関する施策についての基本的な計画です。

計画策定にあたっては、関係法令や各種計画等との整合性を図り策定しました。

4 計画の推進

(1) 推進体制

全庁にわたる横断的な推進体制としての「庁内推進会議」等による総合的な施策の推進と調整を行い、市は率先して男女共同参画を実践します。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画推進をめぐる課題は、あらゆる分野に深く根ざしています。男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民・事業者等と市との連携や協働は欠かせません。市・市民・事業者等が様々な分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことが望まれます。

(3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や東京都が広域に実施すべき事項等については、国や東京都、他の関係機関との連携を図っていきます。

(4) 計画の進行管理

男女共同参画推進に係る施策事業については、毎年、庁内において推進状況調査報告と評価を行うことにより計画の進行管理を推進していきます。

5 計画の基本理念

男女共同参画社会は、すべての市民一人ひとりの人権尊重を基盤とします。性別に起因する暴力（配偶者暴力）や人権侵害の根絶に向けての予防と被害者支援の取り組みは欠かせません。また、男女ともに仕事と家庭、地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築くこと（ワーク・ライフ・バランス）が大切と考えます。

そのためにも、子育てや介護においては、家庭内での男女による協力と、企業、地域全体での支援体制の充実が重要です。男女が平等で一人ひとりが尊重される社会の実現に向けて、市は、市民との連携・パートナーシップを大切に施策の推進に努め、次の考え方を計画の基本理念とします。

- 1 性別による差別を受けることなく、男女平等の視点に立って意識改革を続け、性差別を撤廃し、個人の尊厳が保障される社会
- 2 男女とも、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会
- 3 子育て、介護等の家庭的責任を男女で共有し、職場、地域活動においても、従来の固定的な性に基づく役割を強制されたり、それに縛られたりすることなく、責任を分かち合う社会
- 4 男女が、政治、行政、その他の社会生活において、あらゆる活動に平等な立場で参画する社会
- 5 女性の生涯にわたる性と健康の権利を保障する社会

6 市・事業者・市民の役割

本計画の施策を推進するため、狛江市における市・事業者・市民のそれぞれの役割を、次のとおりとします。

市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民、事業者及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施に当たっては、市民、事業者等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

事業者の役割

事業者は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。

事業者は、市が行う男女共同参画推進の施策に協力するよう努めなければなりません。

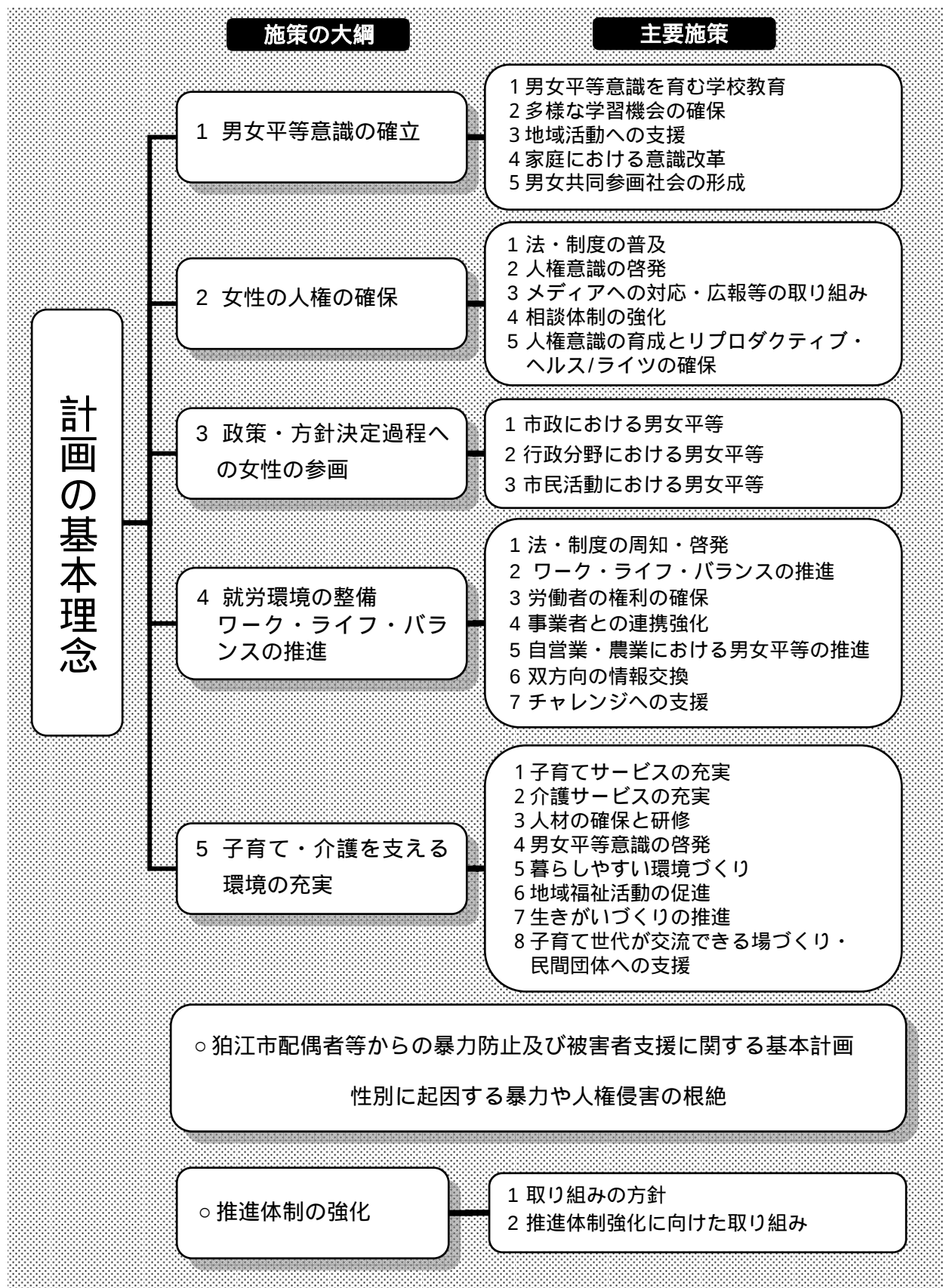
市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。

市民は、市が行う男女共同参画推進の施策に積極的に関わり、協力し、見守るよう努めなければなりません。

7 施策の大綱・主要施策

基本理念とそれぞれの役割に基づき、狛江市の課題の解決に向け、総合的な男女共同参画施策を定めるとともに、計画期間における目標を掲げ、施策の着実な推進を図ります。



2 施策の展開

施策の展開として施策の方針、主要施策、主な事業名を掲載します。なお、主要施策に関わる事業名、事業概要・目標、事業担当課等の詳細内容については、計画書に記載していますので、ご参照ください。ドメスティック・バイオレンス、ワーク・ライフ・バランス、子育て支援に係る施策については、重点施策と位置づけ、相互連携した施策・事業の展開を図っていきます。

(1) 男女平等意識の確立

【施策の方針】

性別にとらわれない人権の尊重という意識が市民に浸透することが、男女共同参画社会の実現を促進するための基礎となります。家庭・地域・職場・教育・行政において、男女共同参画社会を構築します。

【主要施策】

男女平等意識を育む学校教育
多様な学習機会の確保
地域活動への支援
家庭における意識改革
男女共同参画社会の形成

【主な事業名】

- ・男女平等に関する人権教育
- ・男女共同参画推進フォーラム等の実施
- ・女性団体ネットワークづくりの支援
- ・家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発
- ・男女共同参画についての標語等の募集 など

(2) 女性の人権の確保

【施策の方針】

女性に対する身体的・精神的・性的な暴力は人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。多様なメディアの発達、男女平等意識が広く市民に浸透するための有効な手段となる一方で、性の商品化など女性の人権侵害を生み出す要素となっています。市は関係機関と協力して、被害の防止と被害者への支援を進めます。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を社会全体に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を維持できるよう支援します。女性も男性もそれぞれの身体の特性を十分に理解し合い、思いやりをもった社会こそ男女共同参画社会であると考えます。

【主要施策】

法・制度の普及
人権意識の啓発
メディアへの対応・広報等の取り組み
相談体制の強化
人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの確保

【主な事業名】

- ・男女共同参画のための法・制度の情報提供
- ・男女平等に関する人権意識の啓発
- ・メディア・リテラシー（情報活用能力）向上の支援
- ・女性問題担当窓口・女性相談の強化
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透
- ・性にかかわる指導の適正実施 など

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

【施策の方針】

政策・方針等の意思決定の場への男女共同参画は男女共同参画社会を実現する基盤となるため、政治分野、行政分野、市民活動等における、あらゆる場面での方針決定への女性の参画を進めます。市では、すべての審議会・委員会等において男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう、是正措置をとります。

【主要施策】

市政における男女平等
行政分野における男女平等
市民活動における男女平等

【主な事業名】

- ・市政に参画する情報提供
- ・審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保
- ・NGO、NPO、市民活動団体への支援 など

(4) 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【施策の方針】

男女がともに個性や能力を発揮し、自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや高齢者介護などの仕事以外の生活との両立ができる社会にするためには、働き方の見直しを含む「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を推進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、多様で柔軟な生き方を可能とし、個人の生活を豊かにします。また、企業にとっても生産性の向上が期待できるものです。市は、夫は仕事、妻は家庭といったジェンダー(社会的性別)による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、男性が自らの働き方を見直し、事業者がワーク・ライフ・バランスの推進について理解し、その取り組みを促進するための情報提供等の支援が重要であると考えます。

女性の経済的自立は女性の人権の確立を図る上で最も重要な課題です。しかし、女性の就労状況は厳しく、特に子育て中の女性が新たに就労しようとしても困難な状況です。就労に関わる情報提供と女性の能力発揮の支援を図り、男女一人ひとりが自由に生き方を選択できる社会の形成を推進していきます。

【主要施策】

法・制度の周知・啓発
ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和) 支援の推進
労働者の権利の確保
事業者との連携強化
自営業・農業における男女平等の推進
双方向の情報交換
チャレンジへの支援

【主な事業名】

- ・労働関係法・制度の周知啓発
- ・育児・介護休業制度の普及・啓発
- ・ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設
- ・労働者の権利に関する情報提供
- ・事業所の良好な就労環境の推進
- ・経営と家計分離の普及啓発
- ・性別役割分業意識解消の啓発
- ・商工会等との情報交換
- ・起業支援の情報の提供
- ・再就職希望者への自己啓発の支援
- ・チャレンジへの支援 など

(5) 子育て・介護を支える環境の充実

【施策の方針】

いつでも、誰もが子どもを産み、育てることができる子育て環境を整備するとともに、地域活動や就労と介護の両立ができる社会をめざします。

子育て・介護に関する市の基本計画を推進し、総合的な環境整備を図っていきます。子育て・介護に関わる人たちに対して男女平等意識の啓発を図り、また、地域全体での支援体制を充実していきます。

【主要施策】

子育てサービスの充実
介護サービスの充実
人材の確保と研修
男女平等意識の啓発
暮らしやすい環境づくり
地域福祉活動の促進
生きがいつくりの推進
子育て世代が交流できる場づくり・
民間団体への支援

【主な事業名】

- ・子育て相談
- ・一時預かりの実施
- ・子育て支援広報
- ・在宅介護の支援
- ・ボランティア講座の開設
- ・関係職員に対する男女平等意識の啓発
- ・高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設
- ・ホームヘルパー派遣制度の充実
- ・高齢者の能力開発講座の実施
- ・子育てカフェなどの子育て世代の交流の場づくりの支援 など

3 狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

(1) 計画の目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント等、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。これらの根絶にむけ、性別に起因する暴力についての理解を深めるとともに、関係機関と連携し、相談、保護、自立支援のための取り組みを進めます。

平成20年1月にDV防止法が施行され、DV防止及び被害者の支援のための基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。

(2) 計画の位置づけ

市はDV対策を総合的に推進するため、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村の基本計画を策定します。

DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針に即し、かつ、同法第2条の3第1項に基づく東京都配偶者暴力対策基本計画（東京都基本計画）の内容を勘案して策定するものです。

(3) 計画の期間

狛江市男女共同参画推進計画の計画期間に合わせて、平成 22 年度から平成 26 年度を目標年度とする 5 ヶ年計画とします。平成 26 年度に計画の見直しを行います。

DV 防止法の改正や国の基本方針等の改訂の際には、必要に応じ計画を見直します。

(4) 計画の基本的視点

DV 防止法の基本理念に基づき、次の考え方を計画の基本的視点として位置づけます。

- 1 DV はどんな理由があっても許されないという認識の徹底
- 2 DV の特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援
- 3 地域課題に即したきめ細やかな取り組みの推進
- 4 既存のセーフティーネット制度の活用
- 5 東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

(5) 施策の大綱

施策の大綱は、配偶者間の暴力に関する意識啓発や広報活動などのドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み、医師や被害者の知人・友人からの的確な通報や情報提供連絡ネットワーク体制の構築や緊急一時避難場所などでの被害者の安全確保と自立支援、相談業務の充実と警察署への通報など関係機関との連携などの現実的な対応を推進します。

1 ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

3 相談業務の充実と関係機関との連携

(6) 施策の展開

ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

DVを根絶するためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取り組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取り組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

DVを発見し情報提供してもらうためには、被害者から相談を受けた方からの情報提供をはじめとして、学校や児童相談所、民生委員・児童委員、町内会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上での市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行っていきます。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決にむけて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療においてケガの診断から暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市・警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携して、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

各施策に関わる事業名等については、計画書をご参照ください。

4 推進体制の強化

(1) 取り組みの方針

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者が男女共同参画を進めやすくするための拠点整備の検討を進めるとともに、市がリーダーシップを発揮し、率先して男女共同参画を実践します。

(2) 推進体制強化に向けた取り組み

男女共同参画推進のための拠点整備

男女共同参画推進施策・事業を着実に推進していくために、専門担当課の設置や人員の補強を目指し、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

計画や事業の推進状況を検討するための第三者機関として、計画推進会議の設置の検討をします。

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討をします。

男女平等条例制定の検討においては、審議会を設置し、市民参加や事業者との協働のもとに検討を進めていきます。

男女共同参画施策の進捗状況等の情報公開にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民への公表に取り組みます。

女性グループへの支援や女性グループ・市民・事業者の相互の交流や連携が必要で、市はネットワーク構築をサポートしていきます。

これらの推進体制強化に向けての男女共同参画推進のための拠点づくりや整備を進めていきます。

狛江市の取り組み

一般行政職における女性割合の30%確保を目標に、市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市内の一事業所として率先して男女共同参画社会の実現を目指すために、職員全員を対象とする男女平等意識の確立に向けた意識啓発と研修制度の強化を図ります。

あわせて、狛江市役所は市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めていきます。

狛江市男女共同参画推進計画
ともに生きる こまえ 21 プラン
概要版

刊行物番号 H21 - 45

発行 平成 22 年 3 月発行
編集 狛江市企画財政部政策室
狛江市和泉本町 1-1-5 03(3430)1111
印刷 庁内印刷
頒布価格 10 円